

答 申 書

令和 8 年 2 月 3 日

観音寺市長 佐 伯 明 浩 様

観音寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会

会長 細川 博三

令和 7 年 12 月 4 日付け 7 観健第 396 号で諮問のあった「観音寺市国民健康保険事業特別会計の財政健全化に向けて（諮問）」については、慎重に審議いたしました結果、附帯意見を添え、下記のとおり答申します。

記

1 観音寺市国民健康保険事業の財政健全化に向けた「令和 7 年度決算の収支不足について」、「令和 8 年度の税率見直しについて」及び「令和 9 年度以降の考え方について」については、現在の本市国民健康保険事業の財政状況や保険税の水準等を勘案し、諮問のとおり市の考え方を適当と認めます。

2 附帯意見

市民の健康を守り、維持するために必要である安定した医療給付を継続的に提供するためには、本市国民健康保険税の税率見直しについてはやむを得ないと思われるが、その際、被保険者の家計への負担等を十分考慮するとともに、丁寧な説明を伴うものとされたい。

市には、財政健全化への取組に向けての一層の尽力を期待するものであるが、国保税の見直しのほか、更なる徴収率の向上や医療費の適正化、また被保険者の健康増進に向けた保健事業の充実等についても継続的に推進し、保険者としての責任を果たされたい。